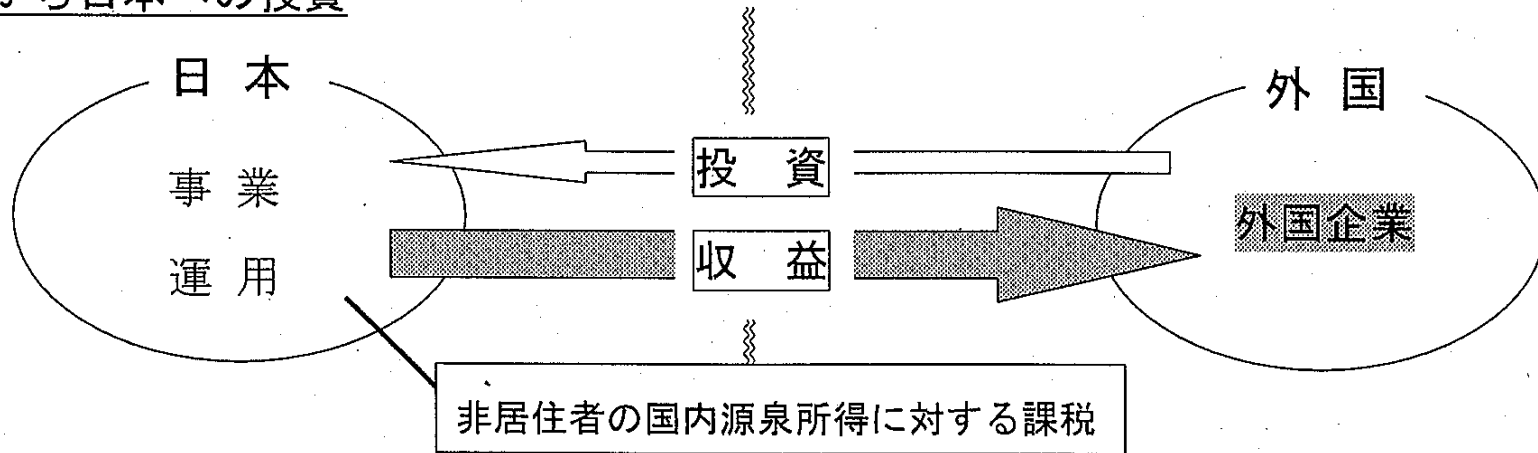


〔平 14. 3 . 19 〕
〔基礎小 8 - 6 〕

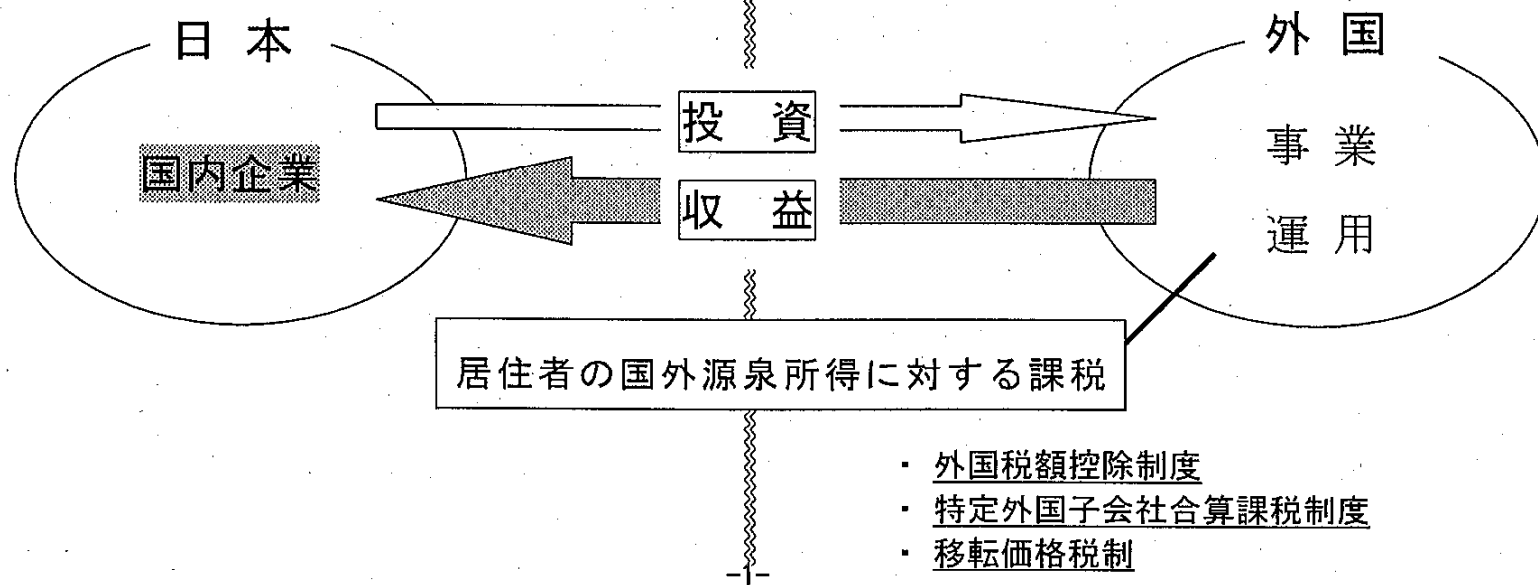
國際課稅關係資料

国際課税制度

○外国から日本への投資



○日本から外国への投資



1. 「有害な税の競争」と情報交換

「有害な税の競争」の問題点

経済のグローバル化
(資本移動の自由化、通信革命等)



「足の速い」経済活動（金融その他のサービス産業）誘致のための有害な税の引き下げ競争



- 他国の課税ベースの侵食（税収の減少）
- 可動性の低い課税ベース（勤労所得、消費等）に対する相対的重課 ⇒ 税体系の公平性、中立性を損なう
- 資本移転・経済活動の歪曲

OECDにおける対応

- ・ 1998年4月「有害な税の競争報告書」
- ・ 2000年6月「有害な税制の特定と除去に関する進捗状況についての報告書」
- ・ 2001年11月「2001年報告書」

OECDにおける「有害な税の競争」への対応

これまでの活動

今後の作業

加盟国の有害税制

- ・ 加盟国有害税制リストの公表（2000年6月）

- ・ 有害税制除去のための具体的指針の作成
- ・ 2003年4月までに有害税制を除去

タックス・ヘイブン

- ・ タックス・ヘイブン・リストの公表（2000年6月）
- ・ 24の国・地域が実効的な情報交換を行うこと等を約束

- ・ 非協力的タックス・ヘイブン・リストの作成
- ・ モデル情報交換取極めの作成
- ・ 技術支援の検討

非加盟国との対話

- ・ グローバル・フォーラムの開催（2001年9月）

- ・ 非加盟国との対話の促進
- ・ 非加盟国の有害税制の調査

OECD加盟国と実効的な情報交換を行うこと等を

約束したタックス・ヘイブン

(2002年3月18日現在、24カ国・地域)

アンギラ（英）
アンティグア・バーブーダ
アルバ（蘭）
バハレーン国
バーミューダ諸島（英）
ケイマン諸島（英）
キプロス共和国
ドミニカ国

ジブラルタル（英）
グレナダ
ガーンジー（英）
マン島（英）
ジャージー（英）
マルタ共和国
モンセラット（英）
モーリシャス共和国

オランダ領アンティル（蘭）
サンマリノ共和国
セント・クリストファー・ネイビス
セント・ルシア
セイシェル共和国
セント・ビンセント及びグレナディーン諸島
タークス・カイコス諸島（英）
米領ヴァージン諸島（米）

我が国から諸外国への直接投資の状況

(単位：億円)

国・地域名	OECD 加盟国	租税条約 締結国	平成12年度末までの 対外直接投資累計 (注1)	総累計額 に占める 割合(%)
アメリカ	●	☆	416,128	4.2
イギリス	●	☆	109,582	
オランダ	●	☆	52,216	
パナマ			45,499	
オーストラリア	●	☆	45,382	2.7
インドネシア		☆	42,961	
ケイマン諸島			29,200	
香港			28,423	
中国		☆	24,167	2.6
シンガポール		☆	22,164	
ブラジル		☆	22,158	
カナダ	●	☆	19,518	
タイ		☆	19,303	1.2
フランス	●	☆	16,131	
ドイツ	●	☆	16,110	
マレーシア		☆	13,394	
韓国	●	☆	13,308	0.9
リベリア			13,036	
ルクセンブルグ	●	☆	11,274	
台湾			9,209	
フィリピン		☆	8,409	0.7
メキシコ	●	☆	7,851	
バミューダ			7,347	
バハマ			6,617	
ベルギー	●	☆	6,141	0.6

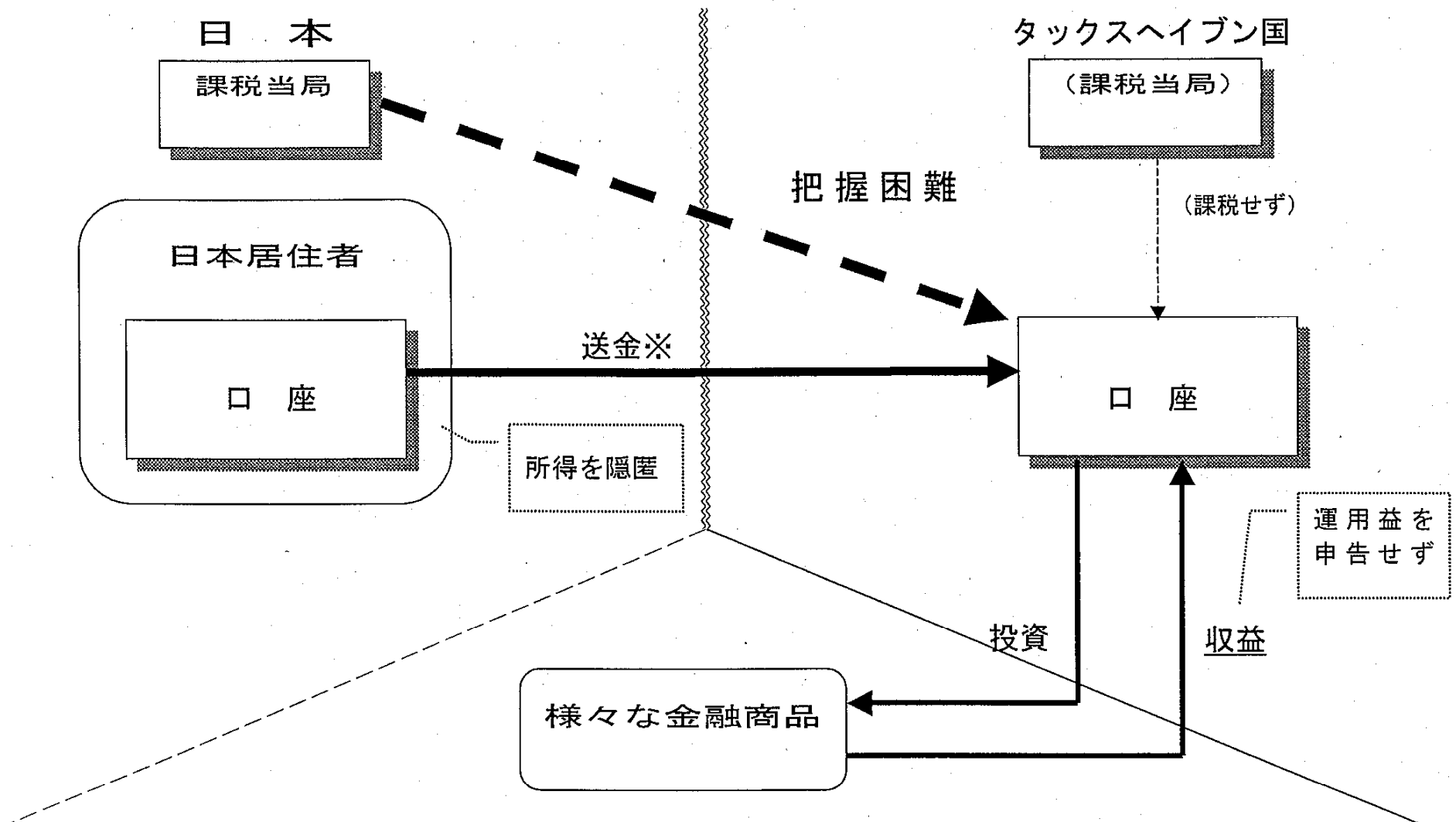
国・地域名	OECD 加盟国	租税条約 締結国	平成12年度末までの 対外直接投資累計 (注1)	総累計額 に占める 割合(%)
スペイン	●	☆	6,057	0.5
スイス	●	☆	5,557	
英領ヴァージン諸島			4,953	
サウジアラビア・クウェート			4,874	
アイルランド	●	☆	4,829	0.3
ニュージーランド	●	☆	3,706	
イタリア	●	☆	3,262	
イラン			3,234	
インド		☆	2,362	0.2
ペルー			2,137	
ノルウェー	●	☆	1,646	
蘭領アンティル			1,568	
北マリアナ			1,558	0.1
アラブ首長国連邦			1,531	
ヴィエトナム		☆	1,392	
アルゼンチン			1,341	
スウェーデン	●	☆	1,166	0.1
サウジアラビア			1,108	
チリ			1,084	
ベネズエラ			1,078	
トルコ	●	☆	1,050	0.1
ハンガリー	●	☆	957	
ロシア連邦		☆	(注2) 853	
コンゴ民主共和国			840	
スリランカ		☆	790	

(注1) 「財政金融統計月報(財務総合政策研究所)」等による。

昭和26年度から平成12年度までの対外直接投資総累計額は、1,076,693億円である。

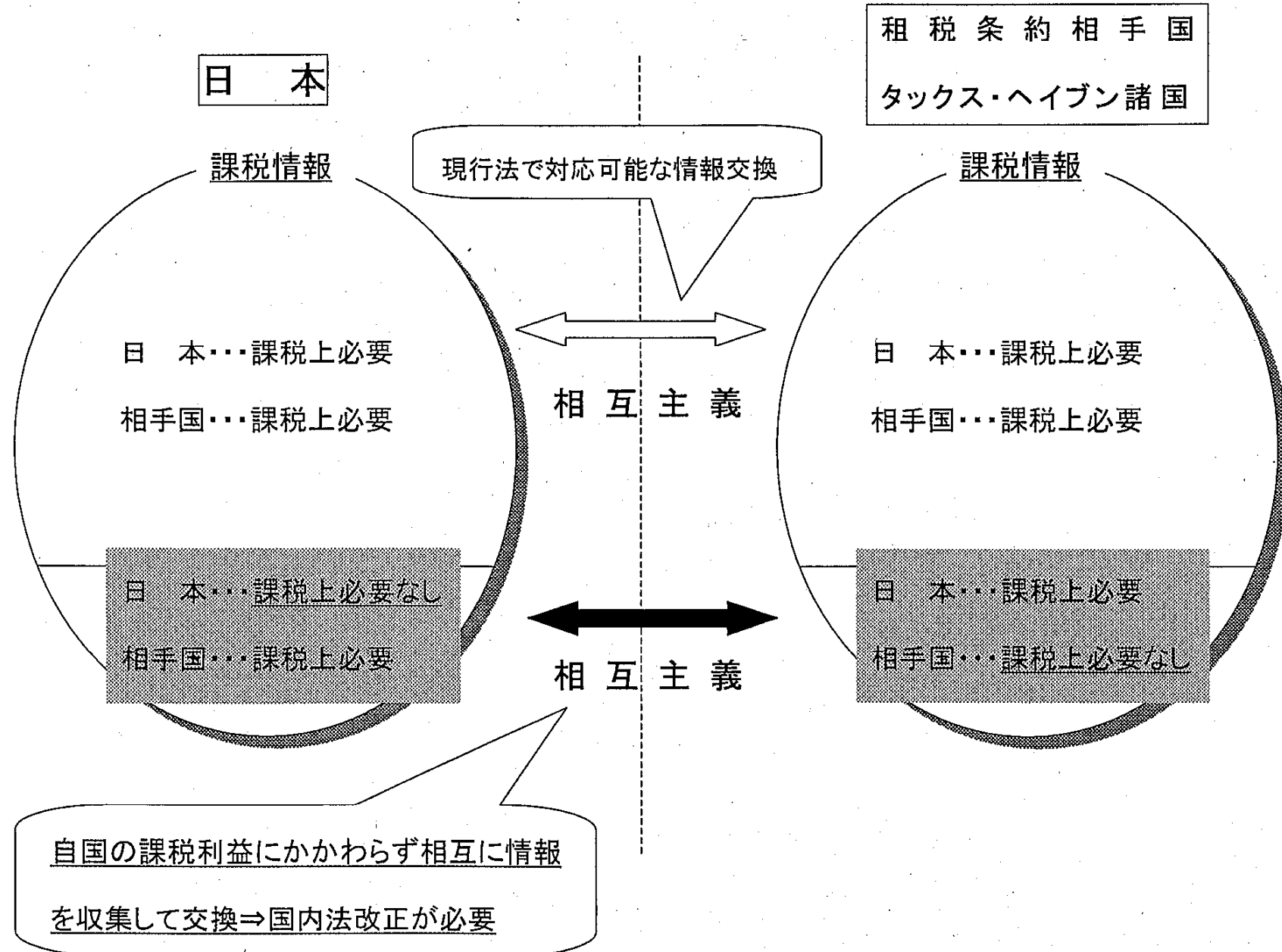
(注2) 旧ソ連に対する投資額の累計を含む。

「国際的な課税逃れ」の例



※ 200 万円を超える送金については、国外送金調書の提出義務がある。

税当局間の情報交換の充実



平成 12 年中期答申の概要 (執行当局による情報アクセスの確保、資料情報制度)

○ 執行当局による情報アクセスの確保

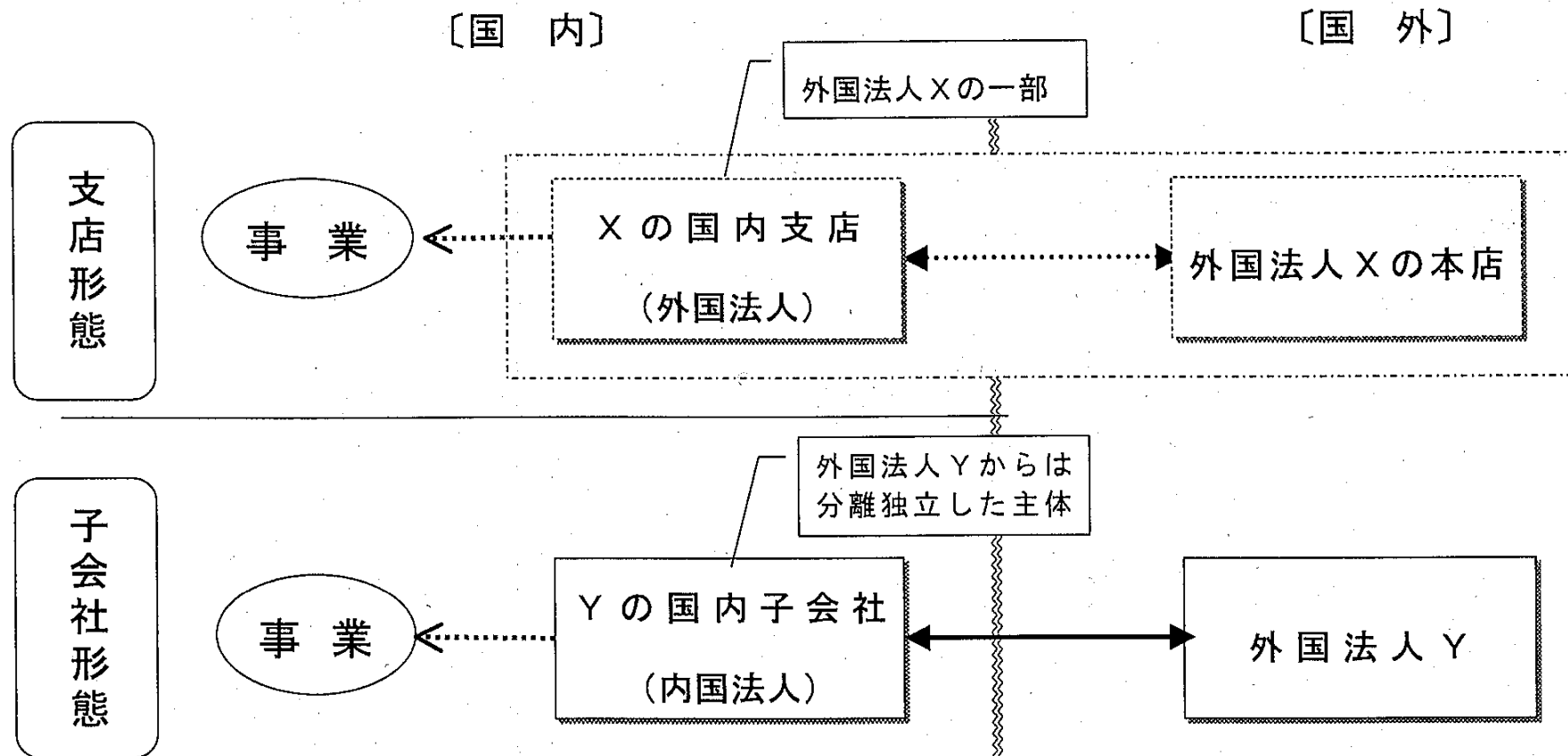
「わが国の執行当局の権限が実質的に及ぶ範囲はわが国国内に限られており、国境を越える取引に係る情報、特に、国外に存在する情報を入手することには困難が伴います。例えば、移転価格税制に係る取引やグローバル・トレーディングについては、国外関連者に係る資料や情報の提出が実効的に担保されていません。このような取引も含め、国際的な取引に対する課税を適正に行い、わが国の課税ベースの浸食を防止するため、資料情報に対する執行当局の適時・適切なアクセスの確保について、諸外国の例も参考にして検討しなければなりません。」

○ 資料情報制度

「国際化や高度情報化の進展に伴い、資料情報の収集がより困難になってきている面がありますが、こうした新たな状態においても適正・公平な課税に必要な資料情報の収集が可能となるよう、制度の不断の見直しが重要です。」

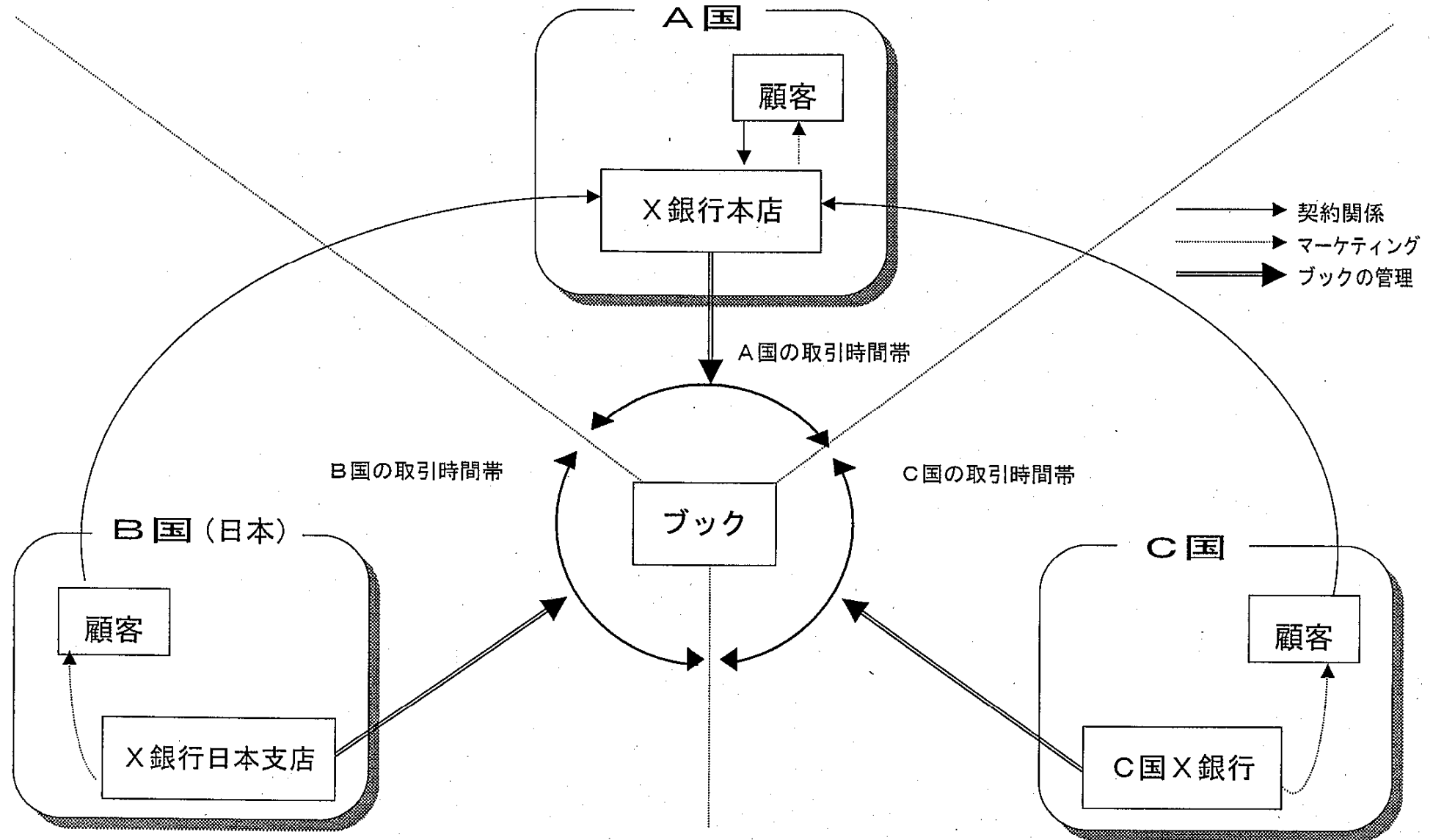
2. 外国法人の支店に対する課税について

(OECDにおける議論)

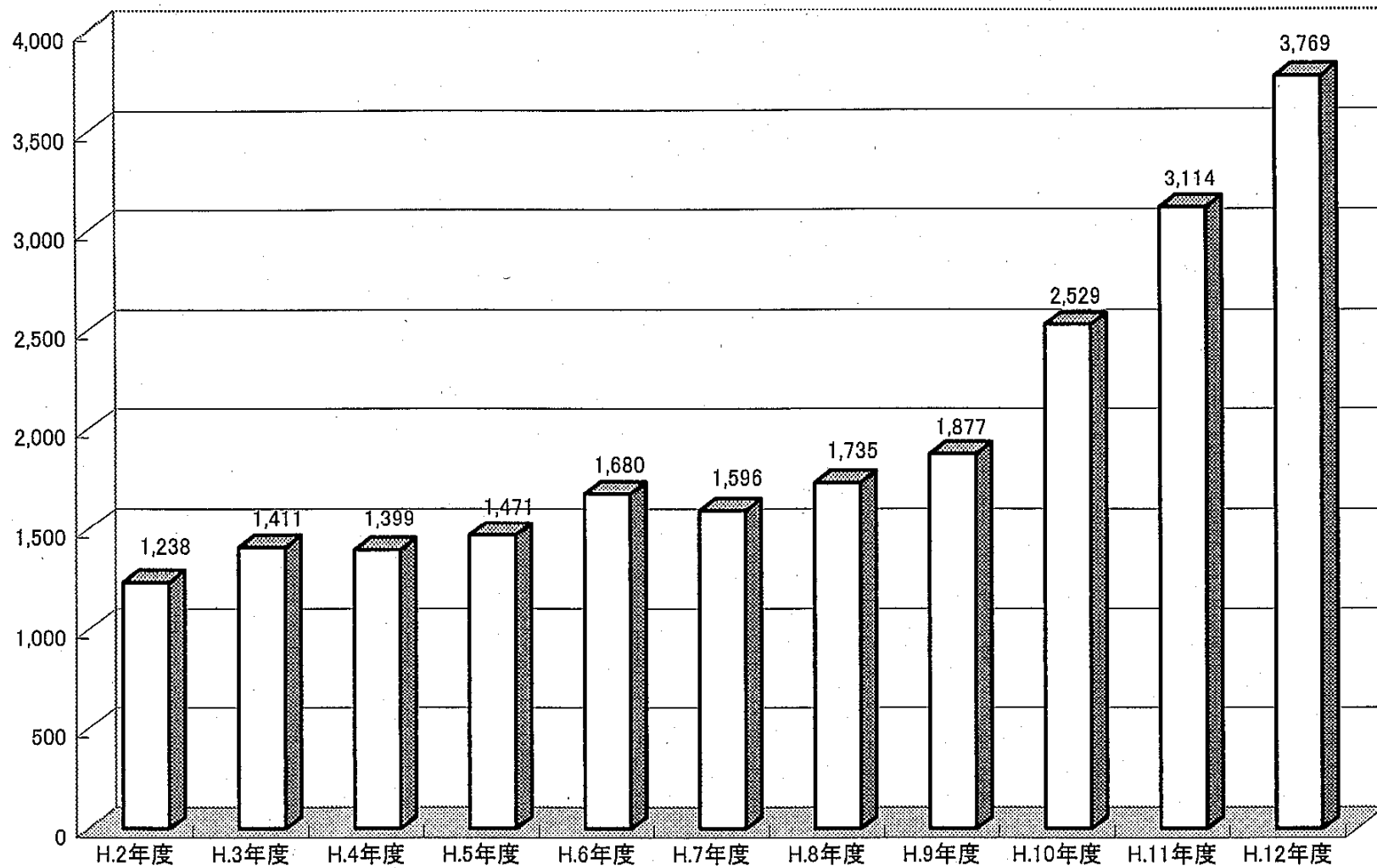


OECDにおける議論では、外国法人の支店に対する課税について、子会社形態で進出した場合とのバランスの観点などから、外国法人の子会社の場合と同様に独立の取引主体として取扱う方向で検討が進められている。

グローバル・トレーディングの例



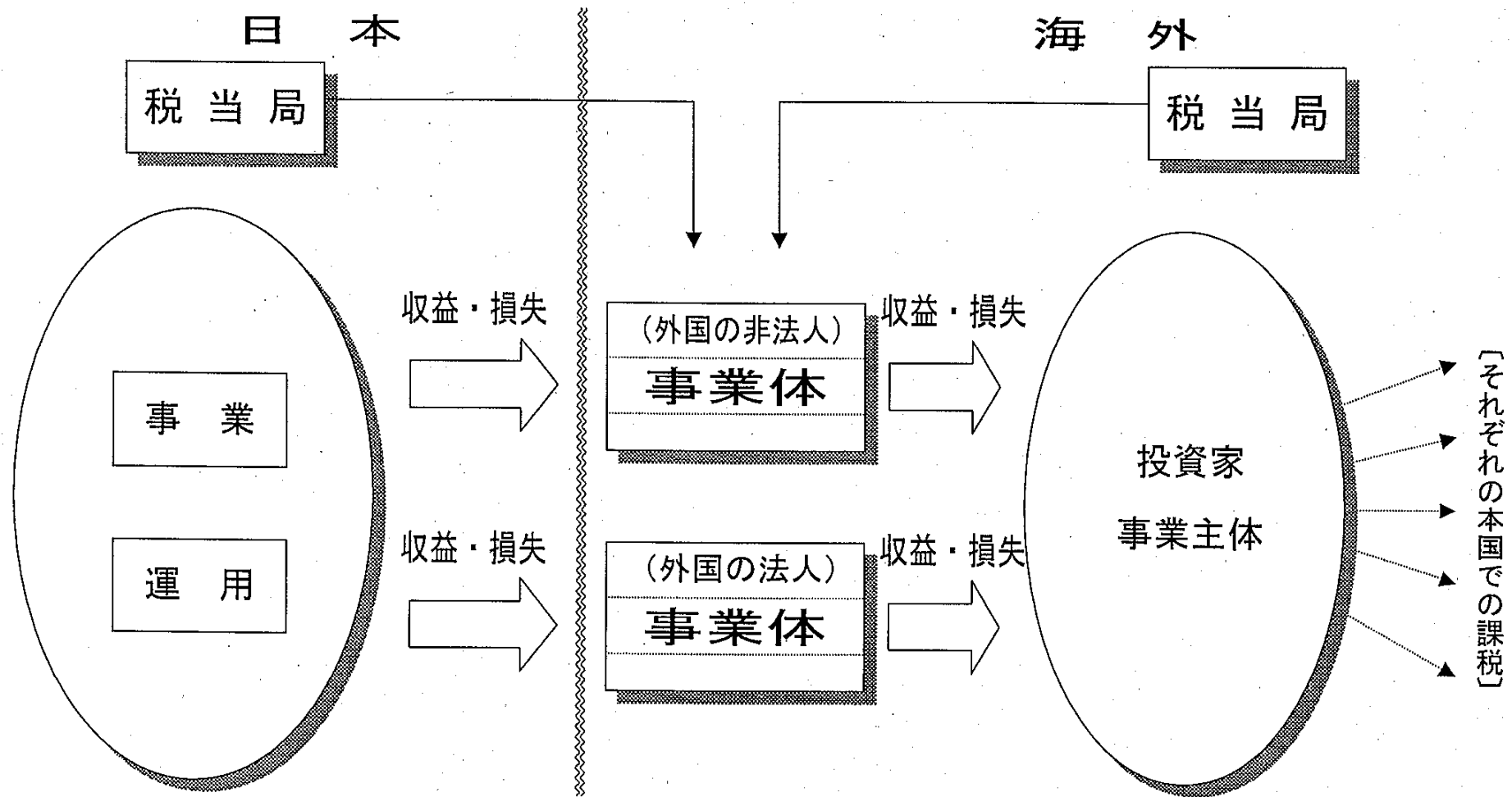
外国法人数の推移



(注1) 計数は、国税庁統計年報書による。

(注2) 各年2月1日から翌年1月31日までの間に終了した事業年度分について各年6月30日現在の事績を「法人税事務整理表(申告書及び決議書)」に基づいて作成したもの。

様々な事業体を通じたクロスボーダー取引の例



平成 12 年中期答申の概要（外国法人課税）

○ 外国法人の支店等に対する課税

「わが国の国内法では、外国法人の支店等がその外国法人から独立した取引主体と取り扱われません。例えば、外国法人の本支店間取引は内部取引とされ所得計算には関わらないこととされています。これに対して、外国法人の支店等について外国法人の子会社の場合と同様の課税を行うべきではないかとの考え方があります。一部の国では、子会社形態で進出した場合とのバランスの観点などから、外国法人の所得の計算に当たり、支店も独立の取引主体として取り扱うこととされており、また、OECDにおいても、租税条約モデルについて、恒久的施設への課税に関して移転価格課税の場合のような独立企業原則を可能な限り採り入れるべきではないかとの議論が行われています。わが国としての対応についてはこのような議論も踏まえて検討していかなければなりません。」

「（グローバル・トレーディングについては）各国に帰属する所得についてどのように考えるかという問題とともに、取引に関わる関連会社、支店など各国に存在する拠点をどのように納税単位として認識するかという問題があります。グローバル・トレーディングについてもOECDで議論が行われており、今後のわが国における対応については国際的な議論の動向を見て検討していくべきです。」

○ 外国の多様な事業体の法人課税上の取扱い

「法人格を持たない事業体を法人課税上どのように取り扱うかという問題は、法人税制全体に関わるものですが、少なくとも外国の多様な事業体に係るクロスボーダー取引（国境を越える取引）の場面において、法人課税の対象について法人格の有無ではなく、活動の内容などの実質的な基準により判断する税法上の認識ルールを作ることや事業体に係る情報の収集方策などについて、諸外国の例も参考にして検討することが必要と考えます。この場合、法人課税の対象とどうかの基準の内容、納税者の選択の余地、わが国と外国とで取扱いが異なる場合の問題など、検討すべき課題は多岐にわたると考えられます。」

平成 12 年中期答申の概要（課税ベースの国家間調整等）

○ 外国税額控除制度

「本制度の趣旨からは、わが国の実効税率を超える外国法人税額まで控除することを認める必要はありません。このため、外国税額の控除限度額の計算方式について、いくつかの所得項目をまとめた所得バスケット別方式などに改めるべきではないかという意見があります。しかし、納税者の事務負担や執行上の問題点を考慮すれば、今後も一括限度額方式を維持しつつ必要に応じて適正化に努めることが望ましいと考えます。」

○ 移転価格税制

「独立企業間価格の算定や資料情報の入手といった点については、移転価格税制の適正な実施や納税者の予測可能性の観点も踏まえ、OECDにおける議論や各国の動向を参考にしつつ、制度と執行の両面で適切かつ機敏に対応していくことが重要です。」

○ 過少資本税制

「国際的な経済活動の多様化・複雑化に伴い、移転価格税制や過少資本税制だけでは、関連企業間の取引に係る国際的な課税ベースの調整の問題に対処することが難しい場合も生じてくると考えられますが、そのような場合についても適切に対応していくことが求められています。」

○ タックス・ヘイブン税制

「タックス・ヘイブン税制については、これまでも課税の適正化の観点から見直しを行ってきていますが、わが国企業の海外展開の実情、OECDにおける「有害な税の競争」への適切な対応の必要性、諸外国における対応などを踏まえ、わが国の課税ベースの浸食を防止するなどの観点から、引き続き制度の整備を図っていくべきと考えられます。」

○ 租税回避への対応

「高度化する租税回避への対応策を講じる結果、更にその対応策に対応した行動が採られることによって租税回避がますます高度化し、個別の制度による対応が困難になることも考えられます。したがって、取引の実態を見て制度・執行の両面で適切に対応していくことが望まれます。」